



知って役立つ！

「成年後見制度」

1

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力の十分でないかたが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、権利や財産を守る成年後見人（保佐人、補助人）を選ぶことで本人を法律的に支援する制度です。

「認知症になったら、お金の管理や役所の手続きはどうしたらいいの？」、「障がいのある子どもの親なき後にそなえて、今から成年後見制度を利用した方がいいの？」、「成年後見人ってどのようなことを手伝ってくれるの？」という不安や疑問について、わかりやすくお伝えします。ご自身の将来やご家族のために、一緒に考えてみませんか。

日 程

令和 7 年 3 月 7 日（金）

時 間

午後 2 時～4 時 （受付開始 午後 1 時 3 0 分～）

会 場

東村山市社会福祉協議会 地域福祉活動室

（東村山市野口町 1-25-15 地域福祉センター1 階）

講 師

司法書士 大坂谷 扶美枝氏

（公益社団法人成年後見センターリーガルサポート東京支部）

定 員

先着 30 名

参加費

無料

申込み

2 月 3 日（月）からお電話にてお申込みください

（受付時間：平日午前 9 時～午後 5 時）

問合せ

東村山市社会福祉協議会 権利擁護係

TEL 042-394-7767（直通）

手話通訳等配慮が必要な方は、2 月 1 9 日（水）までにご連絡ください。

